

資 料 提 供	
平成 2 2 年 9 月 6 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (木 村)
電 話 (内 線)	7 0 4 3

平成 2 2 年 9 月 定例 県 議 会 付 議 案

議案第 1 号 平成 2 2 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算

議案第 2 号 同 鳥 取 県 用 品 調 達 等 集 中 管 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第 3 号 同 鳥 取 県 公 債 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第 4 号 同 鳥 取 県 給 与 集 中 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第 5 号 同 鳥 取 県 天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第 6 号 同 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

議案第 7 号 とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例の設定について (産業振興総室)

県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフロンティアを米子市に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定めるものである。

(概 要)

①設置目的

バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（バイオ産業）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資する。

②指定管理者による管理

- ・施設設備の維持管理業務等
- ・指名により指定管理者を選定
- ・指定管理期間は3年間（再指定による更新を妨げない）
- ・利用料金は指定管理者の収入とする。

③利用の許可、利用者に対する行為の制限その他の必要な事項を定める。

[規則で定める日から施行ほか]

議案第 8 号 鳥 取 県 公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (人 事 企 画 課)

鳥取県医師登録・派遣システム（鳥取県ドクターバンク）を活用し、地域医療を担う公的病院の医師不足に対応するため、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものに、医師である職員を派遣することができることとするものである。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（子育て支援総室・障がい福祉課）

子どもの医療に係る経済的負担の軽減を図るため、特別医療費の助成の対象を拡充する等所要の改正を行うものである。

(概要)

助成対象の拡充 現 行 小学校就学の始期に達するまでの間にある者
↓
改正後 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

[平成23年4月1日施行ほか]

議案第 10号 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について（水・大気環境課）

登録の有効期間の満了後、引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けるものとし、当該更新の登録に係る手数料を新たに定める等所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①登録の有効期間の満了後、引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録（現行 新たな登録）を受けなければならないこととする。
- ②更新の登録に係る手数料の額を定める（31,000円）。

[平成23年4月1日施行ほか]

議案第 11号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

浜の上第2団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[平成22年11月1日施行]

議案第 12号 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

鳥取県の住宅事情及び特別県営住宅の老朽化を踏まえ、特別県営住宅の設置について見直し、特別県営住宅の一部を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

名 称	位 置	戸 数	廃止部分
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	全部
寿特別団地	鳥取市西品治	48	全部
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	全部
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	全部
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19	7戸

[平成22年11月1日施行]

議案第 13号 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について（雇用人材総室）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、育児休業等に関する事項に係る個別労働関係紛争について、国による紛争の解決の援助に関する制度が設けられたことに伴い、知事が条例によるあっせんを行わないことができる個別労働関係紛争について所要の改正を行うものである。

(概要)

- 知事が条例によるあっせんを行わないことができる個別労働関係紛争として、次のものを加える。
- ①同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないうことが決定されるまでの間にあるもの
 - ②紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

[公布施行]

議案第14号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課・医療政策課）

訪問看護事業所における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金の借受者の債務の免除の条件を改める等所要の改正を行うものである。

（概要）

看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止するものである。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
温泉法の規定に基づく地位の承継に係る手数料			
土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく認定手数料			
有機農産物等に係る生産行程管理者の認定	1件につき	24,000円	26,000円
有機農産物等に係る小分け業者の認定	1件につき	19,000円	20,000円
有機農産物等認定業務規程の規定に基づく調査・再検査			
生産行程管理者に係るもの	1件につき	14,000円	16,000円
小分け業者に係るもの	1件につき	12,000円	14,000円
興行場許可申請に係る手数料			
興行場（常設）営業の許可	1件につき	19,830円	20,210円
興行場（仮設）営業の許可	1件につき	7,270円	8,000円
ふぐ処理師免許及びふぐ取扱い営業の認証に係る手数料			
ふぐ処理師の免許	1件につき	2,600円	2,990円
ふぐ取扱い営業の認証	1件につき	2,170円	2,430円

[平成23年4月1日施行]

議案第16号 鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について（農林総合研究所）

外部からの依頼に基づき鳥取県農林総合研究所農業試験場が行う土壌等の分析は、民間の検査機関等においても実施可能であるため、当該土壌等の分析に係る業務を廃止し、当該土壌等の分析に係る手数料について定めた条例を廃止するものである。

[平成23年4月1日施行]

議案第17号 工事請負契約（国道313号（倉吉道路）橋梁上部工事（5工区）（国府川渡河橋A1-P3）（補助改良））の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道313号（倉吉道路）橋梁上部工事（5工区）（国府川渡河橋A1-P3）
（補助改良）

工 事 場 所：倉吉市福守町から倉吉市不入岡まで

契約の相手方：JFEエンジニアリング株式会社大阪支店

契 約 金 額：530,827,500円

工事完成期限：平成24年9月28日

議案第18号 工事請負契約（東伯中央広域農道（仮称赤松倉坂トンネル）工事）の締結について（道路建設課）

工 事 名：東伯中央広域農道（仮称赤松倉坂トンネル）工事
工 事 場 所：東伯郡琴浦町大字福永から東伯郡琴浦町大字倉坂まで
契約の相手方：東伯中央広域農道（仮称赤松倉坂トンネル）工事熊谷組・馬野建設特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：546,105,000 円
工事完成期限：平成23年11月30日

議案第19号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第2団地）について（住宅政策課）

相 手 方：大山町
譲 渡 財 産：普通財産

名 称	所在地	種 類	数 量
県営住宅浜の上第2 団地	西伯郡大山町田中字 東浜	土 地	1,328.00 m ²
		建 物	498.36 m ² （4棟8戸）

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、大山町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

議案第20号 医療事故に係る和解について（病院局総務課）

和解の相手方

- 甲 鳥取市 個人
- 乙 鳥取市 個人

和解の要旨

- (1) 県は、和解の相手方に対し、和解の相手方の子が平成17年1月25日に中央病院を受診した後、平成17年7月1日に腫瘍が発見されるに至ったこと、平成18年7月30日に死亡するに至ったことについて、遺憾の意を表するものとする。
- (2) 県は、解決金5,500,000円を和解の相手方に支払うものとする。
- (3) 県は、訴訟費用のうち訴えの提起手数料302,000円を負担するものとする。

医療事故の概要

和解の相手方の子が、平成17年1月25日に中央病院を受診した後、平成17年7月1日に腫瘍が発見され、平成18年7月30日に死亡に至ったものである。

このことに対し、平成19年7月25日に訴訟提起されていたところであるが、このたび、裁判所から和解提案があり、それに応じようとするものである。

議案第21号 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（農地・水保全課）

国営東伯土地改良事業で整備された西高尾ダムの水管理・監視装置が、7月26日に雷被害による損傷を受けたため、直轄災害復旧事業を実施するにあたり土地改良法第90条第10項の規定により、市町村負担金の額を定めるものである。

負担すべき額：北栄町 事業費の1000分の66.15に相当する額
琴浦町 事業費の1000分の108.85に相当する額

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について（生産振興課）

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：財団法人鳥取県観光事業団

指 定 の 期 間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第23号 関西広域連合の設置に関する協議について（企画課）

関西広域連合の設置に関し次のとおり協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求めるものである。

（概要）

①広域連合の名称

関西広域連合

②広域連合を組織する地方公共団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県

③広域連合の区域

構成団体の区域

④広域連合の処理する事務

広域にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務等

⑤広域連合の事務所

主たる事務所は大阪市内に置く

⑥広域連合の議会

定数：20人

選挙方法：構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次に掲げる構成団体の区分に応じた人数を加えた人数とする。

人口250万未満の構成団体 1人

人口250万以上500万未満の構成団体 2人

人口500万以上750万未満の構成団体 3人

人口750万以上の構成団体 4人

任期：構成団体の議会の議員としての任期

⑦広域連合の執行機関

定数：広域連合長及び副広域連合長1人

選任方法：広域連合長は構成団体の長のうちから、構成団体の長の選挙により選任。

副広域連合長は広域連合長以外の構成団体の長から選任。

任期：2年

⑧広域連合委員会

広域連合の運営に必要な企画及び立案並びに総合調整を行う関西広域連合委員会を置く（構成団体の長を委員とする）。

⑨広域連合協議会

広域連合の運営に当たり、住民等から幅広く意見を聴取するため関西広域連合協議会を置く。

⑩広域連合の経費

構成団体の負担金、事業収入等をもって充てる。

議案第24号 平成21年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第25号 平成21年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決) (人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 400,526 円について、平成 22 年 8 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決) (人権教育課)

和解の相手方：八頭町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 515,508 円について、平成 22 年 7 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決) (人権教育課)

和解の相手方：倉吉市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 443,482 円について、平成 22 年 8 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決) (人権教育課)

和解の相手方：米子市 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 488,600 円について、平成 22 年 8 月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年7月8日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 502,872 円 (県過失 6 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 4 月 6 日、八頭町個人が、主要地方道鳥取福部線を和解の相手方所有の普通貨物自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下してきた石に衝突し、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成22年7月8日専決) (道路企画課)

和解の相手方：三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 16,800 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 4 月 27 日、和解の相手方が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行中、強風によりカーブミラーから外れて吹き飛んできた鏡に当たり、同車両が破損したものである。

**(7) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の
基準に関する条例の一部改正について（平成22年7月12日専決）（景観まちづくり課）**

水質汚濁防止法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成22年8月10日施行]

**(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年7月14日専決）
（人権教育課）**

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年7月15日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：智頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 113,243 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 9 月 18 日、警察本部警備部警備第一課の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、車道左側に停車するため後退した際、後方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年7月15日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：甲 大阪市天王寺区 企業
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 278,641 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に、人身損害に対する損害賠償金 31,335 円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。

事故の概要：平成 21 年 12 月 21 日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方で左折しようとして減速した和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲使用の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年7月15日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 70,314 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 4 月 21 日、警察本部刑事部捜査第二課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方から後退してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年7月20日専決）（県土総務課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 130,893 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 5 月 11 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点で停止中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について（平成22年7月28日専決）（農地・水保全課）

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[平成22年8月3日施行]

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年8月5日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金127,550円（県過失2割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年4月9日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方反対車線から右折してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(15) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成22年8月24日専決）（住宅政策課）

相手方：県営住宅緑町第2団地ほか3団地 入居者4名 保証人2名 連帯保証人2名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年8月25日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金106,868円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年5月27日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年8月25日専決）（環境立県推進課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金181,170円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年3月30日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に右折して進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第2号 鳥取県日野地区連携・共同協議会規約を施行する日について（自治振興課）

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約を施行する日（平成22年7月23日）について、同規約の附則2により報告するものである。

報告第3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興総室）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成21年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第4号 鳥取県国民保護計画の一部変更について（危機管理チーム）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する第6項の規定により、鳥取県国民保護計画の変更について報告する。

報告第 5号 法人の経営状況について

鳥取県住宅供給公社 ほか3 法人

報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

鳥取県住宅供給公社 ほか3 法人

報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件 数	新規	20 件
-----	----	------